

## 平成28年第5回白河市農業委員会総会議事録

### 1. 開催の日時及び場所

日 時 平成28年5月31日（火）午後2時

場 所 市役所5階 正庁

### 2. 会議構成人員（38名）

#### 出席農業委員（17名）

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
5番	我妻貢	委員	6番	山本繁夫	委員
7番	有賀良雄	委員	8番	鈴木滋夫	委員
9番	緑川喜文	委員	10番	齋藤茂	委員
11番	星保雄	委員	12番	和田一男	委員
13番	塩田一也	委員	14番	矢吹幸彦	委員
15番	大戸文治	委員	17番	矢野正則	委員
19番	砂塚功	委員			

#### 欠席農業委員（2名）

16番	本宮勝正	委員	18番	北野唯道	委員
-----	------	----	-----	------	----

#### 出席農地利用最適化推進委員（17名）

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
樋口幹夫	委員	邊見芳正	委員
篠宮四郎	委員	齋藤一廣	委員
小泉光敏	委員	深谷昭	委員
矢内照美	委員	鈴木茂次	委員
橋本賢一	委員	深谷宏光	委員
高久亨	委員	秋元幸一	委員
山内喜一	委員	飛知和金一	委員
富永進	委員		

#### 欠席農地利用最適化推進委員（2名）

鈴木信秋委員

円谷隆男委員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長 森 正 樹      主幹兼次長兼係長 橋 本 浩 一  
主 査 高 橋 早 苗      主 事 高 畑 祥 史

## ◎開 会

事務局長 それでは、ただいまより農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、平成28年第5回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が10件、農地法第4条関係が1件、農地法第5条関係が1件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が8件、合わせて20件をご審議いただきます。よろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

---

## ◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 委員の皆さん、改めましてこんにちは。

大変天気の良いお忙しい中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。随分と暖かくなってまいりまして、大きく農業経営をされている委員さんも、あらまは田植えが終わったのではないかなというふうに思っております。

最近のニュースと新聞報道等を見ておりますと、新たな土地改良長期計画案の策定を今やっているというようなニュースもあります。農業水利施設の老朽化の対策でございます。それと、私たち農業委員として大変心配に思っております、企業の農地所有に道筋というふうな報道もありました。これについては当面、改正国家戦略特区法の成立ということで、今まで農地所有適格法人に限るというふうになっていたものが一般企業の農地の所有に道を開くというものでございます。自治体が農地を地権者から買い入れて企業に売り渡すということで、適正に使用されないときは自治体が再度買い戻すというような法律だそうでございます。とりあえず兵庫県の養父市、ここで5年間実施してみるということでありまして。今までの法律等を見ますと、その特区から全国展開、それから実施期間5年というふうにならうとありますが、実施期間の延長等、非常に何と申しますか、心配される法律でもございます。それと、衆参両院同時選挙と言われておりましたが、衆議院の解散はないのかなという今日現在の状況でございます。そして、我々大変心配しておりますTPPの承認案につきましても、国会があすで閉会となりますので、後の国会に継続審議ということで、これらについても注意深く見守り続けていかねばならないというふうに考えております。

先の26日に全国農業委員会の会長大会がございまして、東京のほうに出張してまいりました。そのときも、全国組織として今までどおりTPP協定の十分な国会審議、国内対策の強

化、こういうものを要求していこうと。それから、農地利用意向調査、そして利用調整活動を我々初め取り組んでいこうと。そして、認定農業者等、それから担い手の確保・育成に努力していこうと、その他もろもろ。そして、本日、文書で皆様におつなぎしました、そしてご協力をいただきました、誠にありがたいと思っておりますが、熊本・大分地震、それから東日本大震災、それから原発事故の復興対策にこれからも万全を期して取り組んでもらおうというふうなものを全国大会で大会スローガンとして取り組んでいこうということを決定してまいりました。

最近の状況でございますが、農業政策、いろいろ打ち出されておりますが、何せ小規模、それから集落営農、ここに集落営農を成功させている有賀委員がおりますが、集落営農等ではないと取り組めない事業が非常に多くあります。そういうことで、我々もそちらのほうに向かってこれから制度を利用できるように努力をしていかなければならないというふうに考えております。皆様とともに、そういう方向で努力をしてまいりたいというふうに考えております。

挨拶長くなりましたが、ただいまより第5回、皆様方改選になりましてから第2回目でございますが、白河市農業委員会第5回総会を開会いたしたいと思っております。よろしく願います。

---

#### ◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、5番の我妻貢委員、6番の山本繁夫委員の両名を指名いたします。

---

#### ◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので、報告いたします。

16番、本宮勝正委員、18番、北野唯道委員、推進委員、円谷隆男委員、鈴木信秋委員の4名であります。

---

#### ◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議すること  
いたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） それでは、2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の  
規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成  
28年5月31日提出。会長砂塚功。

会 長 事務局より説明をいたさせます。

事務局（高橋主査） それでは、3ページをごらんください。農地法第3条についてご説明  
いたします。

【 その1からその10朗読】

以上、その1からその10までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しな  
いため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願  
いいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

富永委員 東小野田地区担当の推進委員の富永進です。

今回の申請については、去る5月20日に本宮勝正農業委員さんと現地調査を行いました。  
譲渡人、譲受人の息子さんと集合いただき、確認いたしました。この件につきましては、自  
作地の交換ということで、親のときから交換して作っていたということで、お互いに問題な  
いということを確認いたしました。皆さんの審議よろしくお願  
いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

富永委員 また同じく東小野田地区担当の富永進です。

今のその2も、その1と同じとき確認いたしましたので、問題ないかと思  
いますので、よろしくお願  
いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷社地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る5月20日、滝田文雄委員さんと現地調査を行いました。譲受人と譲渡人に現地においでいただき、両方とも申請内容について間違いがないとのことでした。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 これは自作地の交換ということで、今申し上げたとおりで、両方とも申請内容について間違いのないとのことでした。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

どうぞ。

緑川委員 9番委員の緑川です。

この件に関しまして、その3、その4の交換ということなのですが、譲受人と譲渡人の耕地面積、田、畑の面積が3番と4番では違っていますので、これどちらのほうが正解なのか。

会 長 面積ね。

事務局。

事務局(高橋主査) ただいまご指摘がありましたとおり、議案書のほうの作成が逆転してしまいました。その3にあります面積となっております。大変申し訳ありません。失礼いたしました。

会 長 緑川委員、それでよろしいですか。

緑川委員 わかりました。

会 長 誤記入ということでしたので、訂正のほうよろしく願いいたします。どうもすみませんでした。

それでは、そのほか質問等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 表郷古閑地区担当の深谷でございます。

今回の申請につきましては、去る5月23日、今井直敏委員さんと現地調査を行いました。

譲渡人はご遠方ということと、譲受人に5月18日に電話で申請内容について間違いないことを確認いたしました。現地立ち会いは行政書士と立ち会い、内容についても間違いないということなので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

山内委員 東釜子東地区担当の山内と申します。

その6番、交換の申請について、去る5月22日日曜日、譲渡人には電話にて申請内容について確認しました。譲受人には現地調査と確認を兼ね、農業委員の矢吹さんとともに行いました。申請内容について間違いがないので、皆様のご審議よろしくお願い申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その7について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

山内委員 同じく東地区担当の山内と申します。

今回の申請について、去る5月21日土曜日、譲渡人には以前にも電話にて確認をしています。譲受人には、農業委員の矢吹さんとともに申請の現地調査と確認を行いました。申請内容に間違いはないので、皆様のご審議よろしくお願い申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その8について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

齋藤委員 白坂地区担当推進委員の齋藤一廣です。

今回の申請について、去る5月22日に矢野正則農業委員さんと譲渡人、譲受人立ち会いのもと、現地確認と申請内容について聞き取り、相違ないことを確認いたしました。周辺農地には特に問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その8について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その9について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 大沼地区担当の樋口です。

今回の申請について、5月24日、和田委員さんと現地調査を行いました。譲渡人と譲受人に立ち会っていただきました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その9について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その10について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 表郷の地区担当の橋本です。

今回の申請について、5月22日に譲渡人、譲受人と現地を見ながら話をし、申請内容に間違いのないことを確認しました。審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その10について原案のとおり決定いたします。



◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを審議することいたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） それでは、7ページをごらんください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条第5項の規定により、審議するものとする。平成28年5月31日提出。会長砂塚功。

会 長 農地法第4条その1を審議いたします。

事務局より説明をいたさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） それでは、8ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 五箇地区担当の深谷昭でございます。

去る24日、五箇地区農業委員の有賀委員と本人立ち会いのもと、現地を調査いたしました。事務局から説明がありましており、問題なく計画するということですので、何ら問題ないと思っておりますので、審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

---

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議することいたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 13ページをごらんください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の

規定による転用のための申請があったので同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により、審議するものとする。平成28年5月31日提出。会長砂塚功。

会 長 農地法第5条その1を審議いたします。

事務局より説明をいたさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 14ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準、農地区分につきましては、第3種農地、50戸連たんと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当、邊見です。

今回の申請について、去る5月21日土曜日午後2時から、農業委員、高橋義勝氏、譲渡人、が体調不良のため、代理人、奥さんです、譲受人立ち会いのもと、現地調査と申請内容について確認をいたしました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の農地転用による周辺農地への影響については、特段問題がないと思います。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

---

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議いたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 19ページをごらんください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。平成28年5月31日提出。会長砂塚功。

会 長 事務局より説明をいたさせます。

事務局（高畑主事） それでは、最終ページ、22ページをごらんください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業、所有権の移転についてご説明い

たします。

【第1号朗読】

この案件につきましては、去る5月17日、地区担当委員の滝田委員、鈴木委員立ち会いのもと、あっせん会議を開催し、了承を得た内容でございます。

【第2号朗読】

この案件につきましては、去る4月27日、地区担当委員の塩田委員、円谷委員立ち会いのもと、あっせん会議を開催し、了承を得た内容でございます。

【第3号朗読】

この案件につきましては、去る5月16日、地区担当委員の本宮委員、富永委員立ち会いのもと、あっせん会議を開催し、了承を得た内容でございます。

以上、3件について審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第5号並びに所有権の移転第1号から第3号について承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第5号並びに所有権の移転第1号から第3号について、原案のとおり承認いたします。

---

◎その他

会 長 その他、皆様のほうから何かございませんか。

特別ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、事務局より皆様のほうに連絡がございます。

事務局。

事務局長 それでは、事務局より連絡事項を申し上げます。

まず、1点目でございますが、本日は総会の前に、親睦会の年会費の納入と熊本地震への義援金のご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。なお、義援金につきましては、県の農業会議を通じまして熊本県などの被災地に送金をいたします。

次に、2点目でございますが、お手元にお配りいたしました資料ナンバー1をご覧いただきたいのですが、平成28年度福島県下農業委員及び推進委員大会(仮称)開催要領ございま

す。今年の大会につきましては、11月8日火曜日、福島市のパルセ飯坂で県内の農業委員及び推進委員約1,200名の参加のもとに開催されます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、資料ナンバー2は大会議案の検討についてでございますが、大会議案への意見、要望、提案事項などがございましたら、6月15日までに事務局へ報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、3点目でございますが、今回の総会の開催通知にも記載いたしましたが、5月16日から9月30日まで、ノーネクタイ、ノー上着の軽装での業務を実施しております。皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

最後になりますが、次回の総会につきましては、6月30日木曜日、午後2時よりこの場所で開催をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会 長 皆様のほうから総体的に何か質問、ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 以上で本日の総会を終了といたします。

---

#### ◎閉 会

会 長 先ほど言葉足らずで申し訳ございませんでしたが、熊本地震に対しましての義援金のご協力、誠にありがとうございました。

これをもちまして平成28年第5回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後 2時48分)

---